

## 第8回 教育研究評議会記録

日 時 平成18年1月18日（水）13：30～16：25

場 所 柏原キャンパス事務局棟 大会議室

出席者 稲垣学長，長尾，栗林，椎，福岡，石田，横山，木立，秋葉，三木，入口  
越桐，宮野，東，定金，高橋，奥埜，白井，安井 評議員

陪席者 下谷監事

開会に先立ち，事前に傍聴申請があった1名に対し，議題（2）～（5）及び報告事項の傍聴が許可された。

冒頭，第7回教育研究評議会記録（案）の確認が行われ，原案どおり了承された。

### 議題

#### （1）平成18年度教員人事について

稲垣学長から，資料に基づき昇任人事4件が提案され，原案どおり了承された。

#### （2）平成18年度の講座等別教員配置の補正について

稲垣学長から，資料に基づき説明が行われ，大学院養護教育専攻を，養護教育講座で担当できる体制を整えるため，平成18年度の養護教育講座の教員配置数を5（教授3，助教授2）から7（教授4，助教授3）にあらためることが了承された。

なお，主な審議状況は次のとおりである。

#### <主な審議状況>

- ・大学全体の基本的な方向がなければ，場当たりの配置になってしまう。そうならないよう今後の教員配置に関する見通しを説明していただきたいとの質疑に対して，本学に求められている社会的要請や教員養成改革の流れ等を十分見極めた上で，できるだけ早い段階で教員配置に関する方向性を示していきたいとの答弁が行われた。
- ・養護教育講座の教員配置数を5から7にあらためることにより，他の講座や部局に影響が出るのではないのかという質疑に対して，教員配置の上で学内移籍も含め，他の講座や部局に影響が及ぶことは選択肢の一つとして可能性がないわけではないが，何かを想定してこのような教員配置数にあらためたわけではない。様々な可能性を考慮の上，大学として最善の教員配置を考えた次第であるとの答弁が行われた。
- ・以前，養護教育講座の教員数を6に再配置したい状況があったが，財政状況を考慮した結果，実現できなかった経緯がある。しかし，今回，教員配置数が7にあらためられたということは，財政状況が許す状況になってきたと理解してもよいのかという質疑に対して，本学の余剰金2億2千万円が最終的に承認される見通しがたったことが大きな背景になったとの答弁が行われた。

- ・教員配置の成立要件が満たされていない講座については、このような形の増員がルールとして認められてよいものかという質疑に対して、養護教育専攻は、設置当初、保健センターの専任教員2名を含めた形で設置が認められた。しかし、そのような状況は必ずしも大学の姿勢として好ましくないとの認識に立ち、養護教員養成の大学院専攻の成立要件は7名として明確化していくことが提案の趣旨であるとの答弁が行われた。
- ・平成18年度の配置教員数ではなく、平成19年度の講座再編の中で配置することを考えなかったのかという質疑に対して、以前から、養護教育講座の7名配置はできるだけ早く進めていきたいと考えており、今回、配置できる状況が見いだされたため、可及的速やかに提案しているのご理解いただきたいとの答弁が行われた。
- ・学部の安全教育の充実のためならば理解できるが、大学院の成立要件のための配置の補正では納得し難いとの意見に対して、養護教育の大学院を設置する限り、本学として必要教員数7をしっかりと確保することを考えていきたい。その上で、学校安全教育についても十分視野に入れた提案であることをご理解いただきたい。大学院については、専攻比率に見合う教員かつ適格性を備えた教員が配置されているかどうかを基礎とし、そのための教員数をきちんと確保するべきと考えたとの答弁が行われた。

### (3) 教育研究組織の見直しについて

稲垣学長から、資料に基づき説明が行われ、大学院の見直しについて原案どおり了承された。

なお、主な審議状況は次のとおりである。

#### <主な審議状況>

- ・教養系の大学院について、個々の専攻の在り方については十分検討されている印象を持つが、全体をどのように見直していくのか不明であるとの意見があった。
- ・平成19年度に学部の改組を実施することを考えているのか、それとも大学院を先行させるのかとの質疑に対して、学部の見直しは、大学院の見直しと並行的に検討を進めており、本案が役員会で最終的に了承されれば、学部の見直しの準備に入っていくつもりである。その際には、平成19年度の学部見直しが可能かどうかを含めて、様々な問題点を整理したいとの答弁が行われた。
- ・実践学校教育専攻で教職大学院的な役割を担うことになれば、従来から構想していた教職大学院の設置を断念することになるのかとの質疑に対して、次のとおり答弁が行われた。

中央教育審議会の教職大学院は、教員養成改革の一つのモデルが提起されたと受け止めている。各大学は、現在の養成教育に不十分な点があるとの指摘に応じて、大学院をどのように改革していくのかが問われている。今後は、教職大学院の制度を運用していく大学院もあれば、そのような制度を取り入れずに、新しい教員養成改革に取り組む大学も出てくると思われる。本学にあっては、すでに長年にわたる現職教育の実績があり、学部ならびに大学院における教員養成を、本学独自の方向

で改革していくことが重要と考えている。既設の実践学校教育専攻を教職大学院的なものにしていくのか、それとも制度としての教職大学院を運用していくのかについて、状況を見極めていきたい。したがって、今後、教職大学院の設置の可能性もあり得るという前提で対処を考えているとの答弁が行われた。

- ・実践学校教育専攻では入学定員を25名として提案していたが、結果的に30名に増員となった経緯がある。そうであれば、当部局に人的資源を投入する必要があるものとするが、結果として、今後の教員配置にどのように影響してくるのか説明いただきたいとの質疑があり、30名に増員する限り、教師教育の転換に必要な体制を全学的に構築していくつもりであるとの答弁が行われた。

(4) 基本規則の一部改正について

稲垣学長から、資料に基づき説明が行われ、次の学内規則の一部改正が了承された。

- ・国立大学法人大阪教育大学基本規則

なお、改正内容及び主な審議状況は次のとおりである。

【改正内容】

第15条 2

(新) 附属図書館に、附属図書館長を置き、第19条に規定する副学長の中から学長が指名するものをもって充てる。

(旧) 附属図書館に、附属図書館長を置く。

附則1, 2を追加

(新) 附則

- 1 この附則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 大阪教育大学附属図書館長選考規程(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

<主な審議状況>

- ・副学長が附属図書館長を兼務することにより様々な支障が出てくるのではないかと質疑に対して、副学長は様々な業務に多忙であり、附属図書館の館長職を兼務できるかどうか懸念しているが、対応策を考えるべきと認識している。その一つとして、補佐体制の整備を考えているとの答弁が行われた。
- ・附属図書館はアカデミックシンボルとしての役割を有しており、単なる経営的な視点のみで運営すべき性質のものではないとの意見に対して、本学では、従来から、附属図書館は大学の教育研究活動の中心組織であるという考え方の下、運営してきた経緯があり、今後もそのような考え方は変えるべきではないと認識している。したがって、業務運営に支障が出ないような方法を検討したいとの答弁が行われた。

(5) 附属学校園再編計画検討委員会規程の制定について

福岡理事から、次の規程案について概略説明が行われた後、古川総務課長から、詳細について説明が行われ、原案どおり了承された。

・国立大学法人大阪教育大学附属学校園再編計画検討委員会規程（案）  
なお、主な審議状況は次のとおりである。

<主な審議状況>

- ・当委員会の大体の検討スケジュールについて説明いただきたいとの質疑に対して、1年間を目途に、具体的な再編計画を提案することを当面のスケジュールとして考えているとの答弁が行われた。
- ・附属学校園校園長の委員にとって、各自の立場を離れて当委員に出席することは困難と思われる。したがって、当委員の大学教員としての立場はどのように考慮されるのかとの質疑があり、本学附属学校園の校園長は、大学の意向を反映いただける一方、附属学校の立場でも有り、二重の役割を持っている。したがって、法人、大学、附属学校、それぞれの意向についてバランスをとりながら、全体的な議論が展開できるよう配慮していきたいとの答弁が行われた。
- ・附属学校園の在り方に関する検討委員会の答申を受けて、大学がどう捉えていくのかという共通理解ができていない。大学としての意志表示を示していただきたいとの意見に対して、次のとおり答弁が行われた。

附属学校園の在り方に関する検討委員会は、学長の諮問機関として設置されたものである。設置以後、外部の識者である委員の方々に附属学校の在り方について検討いただき、平成17年12月7日付けで学長宛に答申が行われた。その答申を踏まえて、附属学校園再編計画検討委員会で具体的な再編プランの立案をお願いしたいというのが本案の趣旨である。したがって、1からの議論ではなく、識者からの答申内容を尊重することを前提として、附属学校園の再編プランを検討していただきたいという意味であることをご理解いただきたい。

- ・当委員会の名称に「再編」という言葉を冠すことの意味について質疑があり、次のとおり答弁が行われた。  
再編とは、財政自立の方向性やセグメント等の問題を含めた大学との関係における再編であり、組織の縮小を前提とする狭い意味を表しているわけではない。
- ・学長が指名する若干名の委員は、教員養成のための附属学校園の在り方についてしっかりとした意見を持ち、責任が持てるような人員を選出する必要がある。再編計画検討委員会の報告が出るまでに、具体的な人事や施設面の機能が全て止まってしまう状況だけは、避けていただきたいとの意見があった。
- ・附属学校園は3地域に設立されている状況や校園長は本学教授が兼任していること、また小中高で事情が異なることを考慮すると、附属学校園の校園長及び副校園長による委員5人は適当な人数であるのかという質疑に対して、校舎や地区の代表者としての委員ではないことを前提として、全学のおよび全附属学校の観点から選出していただくようお願いしたいとの答弁が行われた。
- ・既に附属学校園の在り方に関する検討委員会が設置されており、今回の再編計画に関する委員会についても「検討委員会」という名称が使われている。法人として、どのような際にそのような名称を使用するのか不明であるとの意見に対して、

本評議会です承後、役員会で委員会の名称について検討したい旨の答弁が行われた。

なお、本評議会以後に開催された役員会で検討の結果、原案どおりの名称とすることが決定した。

- ・委員以外の出席について、規程として定められていないのかとの質疑に対して、陪席や傍聴など委員以外の出席については、当委員会の運営状況に応じて確認しながら進めていただくことになるとの答弁が行われた。
- ・委員会は公開を基本とし、大学や附属学校園の関係者だけでなく、保護者等も陪席ならびに傍聴できるようお願いしたいとの意見があった。

#### 報告事項

##### (1) 部局長の指名について

稲垣学長から、資料に基づき下記のとおり指名された旨の報告が行われた。

- ・夜間学部主事 【再任】 教授 木立 英行（実践学校教育講座）

##### (2) センター長の指名について

稲垣学長から、資料に基づき下記のとおり指名された旨の報告が行われた。

- ・教育実践総合センター長 教授 森 実（教育実践総合センター）
- ・生涯学習教育研究センター長 【再任】 教授 澤田 和弘（生涯学習教育研究センター）
- ・保健センター所長 【再任】 教授 朝井 均（保健センター）
- ・留学生センター長 【再任】 教授 米川 英樹（学校教育講座）
- ・情報処理センター長 【再任】 教授 越桐 國雄（理科教育講座）

##### (3) 平成18年度概算要求内示について

稲垣学長から、資料に基づき報告が行われた。

##### (4) 学長の任期に関する規程の一部改正について

石田学長選考会議議長から、資料に基づき次の規程の一部改正について報告が行われた。

- ・国立大学法人大阪教育大学長の任期に関する規程

##### (5) 学長予定者選考規程の一部改正について

石田学長選考会議議長から、資料に基づき次の規程の一部改正について報告が行われた。

- ・国立大学法人大阪教育大学学長予定者選考規程

##### (6) 中華人民共和国河北師範大学との学術・人的交流に関する協定の締結について

稲垣学長から、資料に基づき報告が行われた。

以上